

置賜広域行政事務組合 経営計画

計画期間 平成30年度から令和4年度

総括

令和5年3月
置賜広域行政事務組合

◆ 置賜広域行政事務組合 経営計画総括 目次 ◆

I 概要

| | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 経営計画策定の概要 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 1 |
| 3 | 計画期間 | 1 |
| 4 | 経営計画総括の趣旨 | 1 |

II 基本方針と取組

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 基本方針と取組項目 | 2 |
| 2 | 各取組項目における取組内容 | 3 |
| | ・ 基本方針1 効率的・安定的な組合運営 | 3 |
| | ・ 基本方針2 組織力の向上 | 14 |
| | ・ 基本方針3 広域連携の強化・広域行政の研究推進 | 23 |
| | ・ 基本方針4 健全な財政運営 | 27 |
| | ・ 基本方針5 地域住民の安全・安心確保 | 33 |

| | | |
|------------|------------|----|
| <u>III</u> | <u>まとめ</u> | 35 |
|------------|------------|----|

I 概要

1 経営計画策定の概要

本組合は、人口減少や少子高齢化の加速、行政ニーズの一層の多様化などといった社会情勢を背景に、行政改革大綱を策定するとともに「置賜広域行政事務組合集中改革プラン」として平成20年度から平成29年度までの10年間、第1次プラン及び第2次プランを策定し、事務事業や組織の見直し、職員定数及び給与の適正化、民間委託の推進、行財政の効率化と住民サービスの向上に取組み、一定の成果を上げてきました。

しかし、構成市町の行財政運営を取り巻く状況は依然厳しく、今後さらに厳しさを増すことも予想され、本組合は構成市町から共同処理事務の負託を受けた地方公共団体として、行財政改革を継続し、地域の発展と圏域住民の福祉向上に向けた事業運営を続ける必要があります。

については、今後の組合運営の指針として「置賜広域行政事務組合経営計画」を策定し、人材・施設・予算といった現有資源を生かした、将来を見据えた事業推進と行政サービスの質的向上に取り組むこととしたものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、第5次置賜ふるさと市町村圏計画をはじめとした本組合が策定する各種個別計画の実施、その他本組合事業に係る行政経営の基本方針を示すとともに、具体的な取組内容を示すものです。

3 計画期間

平成30年度から令和4年度

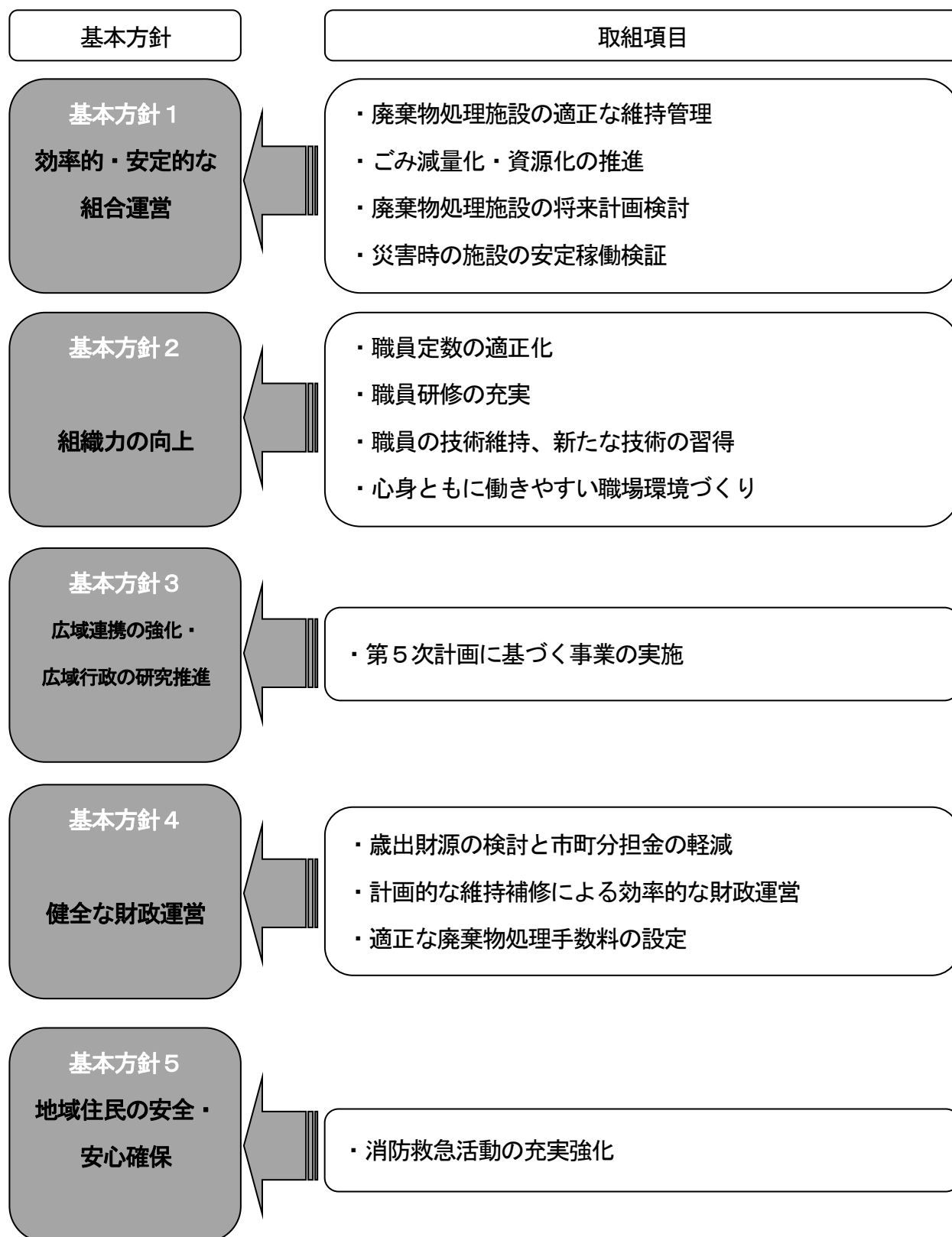
4 経営計画総括の趣旨

この総括は、本計画の取り組みにより得られた成果及び課題を確認評価し、今後の組合運営に生かすとともに、今後新たに策定する計画に反映し、構成市町と持続的な広域行政の推進に資するものとします。

なお、総括にあたっては、5つの基本方針に基づく取組結果を確認評価することとし、令和3年度に行った中間報告をもとに最終年度までの取り組みを加味した内容となっています。

Ⅱ 基本方針と取組

1 基本方針と取組項目



2 各取組項目における取組内容

基本方針 1 効率的・安定的な組合運営

| | | | | | |
|-------|---|----|----|----|----|
| 取組項目名 | 廃棄物処理施設の適正な維持管理 | | | | |
| 担当課所等 | 施設課・各事業所 | | | | |
| 現状と課題 | <p>施設の安全性・安定性を確保しながら、施設の目的とする性能を保ち、適切に維持管理していくことが求められる。</p> <p>施設運転管理については技術の向上を図るとともに、業務委託している施設にあっては技術の継承を行う必要がある。</p> <p>適正な維持管理の一つには、地元の理解が必要なことから、円滑な関係を継続する必要がある。</p> | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ安定的な処理処分のための適切な維持管理継続 ・運転業務委託の検証と評価 ・環境対策協議会及び地元との良好な関係の継続 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 適切な維持管理継続 | | | | → |
| | 運転業務委託の検証と評価 | | | | → |
| | 環対及び地元との関係継続 | | | | → |

| | |
|------|---|
| 取組状況 | <p>1 施設の維持管理</p> <p>施設の性能を保つため「施設整備・補修計画」（計画期間 10 年間）について、現状に即した見直しを毎年行うとともに、施設に必要な有資格者を配置し、効率的かつ安定的な維持管理に努めました。</p> <p>2 施設の運転管理</p> <p>本組合の各施設の運転管理は、業務委託（南陽クリーンセンターを除く。）しており、施設運転の経験を有する職員が少なくなり、施設全般に対する技術の継承が課題となっています。</p> <p>このことから、専門的な技術及び知見を得るため、施設管理に関する講習会及び研修会に参加しました。</p> <p>(1) 廃棄物処理施設技術管理者講習（日本環境衛生センター）</p> <p>(2) 一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習（日本環境衛生センター）</p> <p>(3) 業務委託研修（東京二十三区清掃一部事務組合）</p> <p>(4) 設計積算研修（東京二十三区清掃一部事務組合）</p> <p>3 環境対策協議会</p> <p>各事業所において、地元住民代表による環境対策協議会等を開催し、施設の維持管理状況の報告や意見交換を行い、施設の運転</p> |
|------|---|

に対して地元住民の方々に理解を深めていただけるよう努めた。
 また、令和3年度から埋立を開始する浅川最終処分場第2処分場について、中島環境対策委員会と「環境保全に関する覚書」を締結しました。

1 施設の維持管理

精密機能検査等により設備機器の状況を把握し、各機器の性能を維持するとともに予防保全に努めることで、施設を安定的に稼働することができました。

【精密機能検査実施施設】

長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設（R元、R4年度）
 千代田クリーンセンター焼却施設（H30、R3年度）

また、施設の多くは老朽化しており、各施設の維持補修費は増加傾向にあります。当初予算において、各設備機器の修繕をローリングしながら「施設整備・補修計画（10年間）」を見直し、必要最低限の維持補修を行うことで、市町分担金の平準化を図るとともに、当初予算の目標額に収めることができました。

【各施設の維持補修費】

（単位：千円）

| 項目 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 米沢クリーンセンター | | | | | |
| 管理棟 | 96 | 126 | 98 | 244 | 616 |
| し尿処理施設 | 15,184 | 17,851 | 16,740 | 12,404 | 11,654 |
| 小計 | 15,280 | 17,977 | 16,838 | 12,648 | 12,270 |
| 長井クリーンセンター | | | | | |
| 管理棟 | 633 | 6,117 | 5,273 | 2,534 | 3,166 |
| 粗大ごみ処理施設 | 92,261 | 82,734 | 110,091 | 36,881 | 59,270 |
| 中継施設 | 21,317 | 22,282 | 25,245 | 25,498 | 107,215 |
| 汚泥再生処理施設 | 6,998 | 12,056 | 23,598 | 20,937 | 11,439 |
| 小国中継施設 | 3,881 | 2,778 | 3,223 | 1,748 | 4,969 |
| 小計 | 125,090 | 125,967 | 167,430 | 87,598 | 186,059 |
| 南陽クリーンセンター | | | | | |
| 管理棟 | 2,787 | 1,504 | 331 | 229 | 209 |
| し尿処理施設 | 43,589 | 33,840 | 28,262 | 25,892 | 21,362 |
| 小計 | 46,376 | 35,344 | 28,593 | 26,121 | 21,571 |
| 千代田クリーンセンター | | | | | |
| 管理棟 | 5,174 | 7,013 | 1,415 | 2,872 | 11,264 |
| 焼却施設 | 309,626 | 336,527 | 397,493 | 374,569 | 391,665 |
| リサイクルプラザ | 26,219 | 23,403 | 28,625 | 35,928 | 42,490 |
| 浅川最終処分場 | 5,595 | 5,675 | 5,039 | 7,183 | 8,823 |
| 浅川ふれあい公園 | 2,572 | 753 | 65 | 287 | 1,093 |
| 小計 | 349,186 | 373,371 | 432,637 | 420,839 | 455,335 |
| 合計 | 535,932 | 552,659 | 645,498 | 547,206 | 675,235 |

総括
 (取組結果)

これからの施設の維持管理については、施設の老朽化が進み突発的な機器の故障等が発生していることから、安定稼働の確保及び施設の延命化を図るため、長期的視点で主要機器の更新等を含めた、公共施設等総合管理計画個別施設計画を策定し、計画的に維持補修を行う必要があります。

2 施設の運転管理

施設の運転管理に係る技術の向上については、東京二十三区清掃一部事務組合の業務委託研修に参加し、施設の維持管理に関する知見を深めることで、職員のスキルアップを図ることができました。また、本計画期間内に運転業務委託の検証と評価については、取り組むことができなかったことから、今後検討する必要があります。

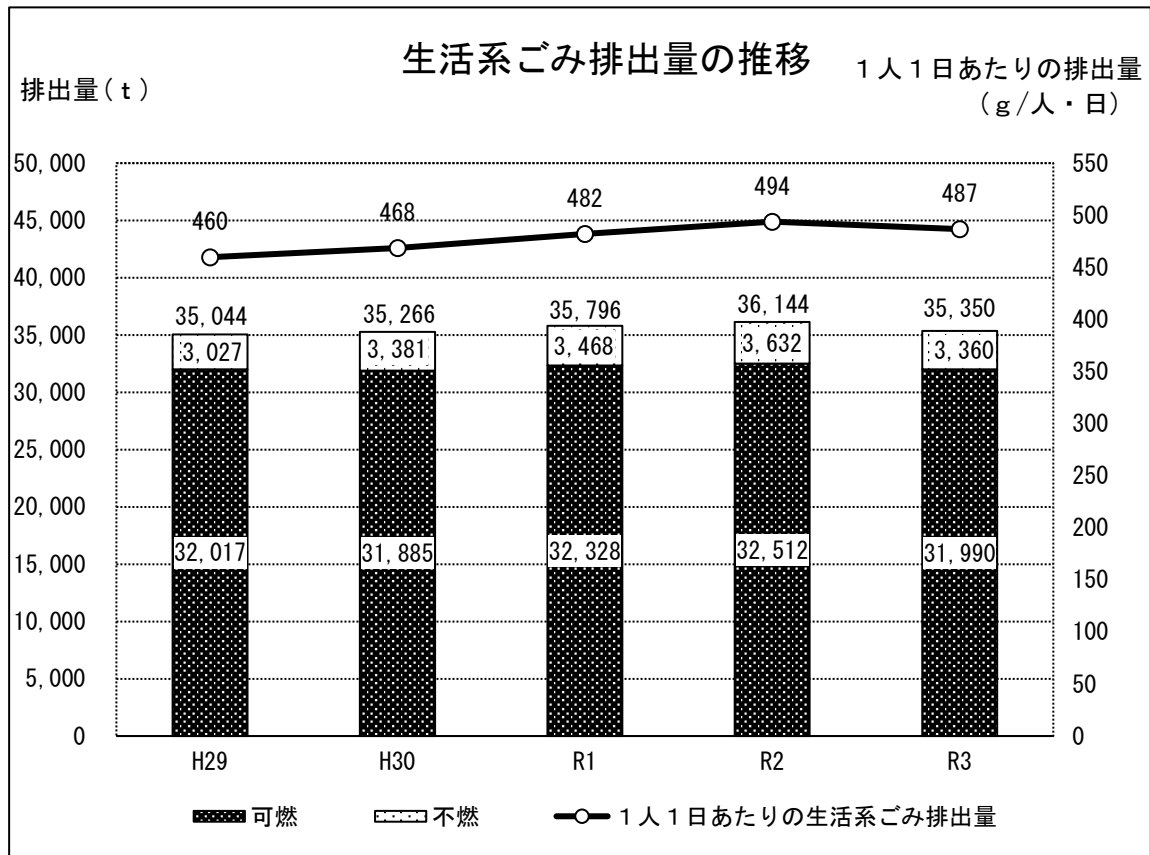
3 環境対策協議会

各施設の地元環境対策協議会において、定期的に施設の維持管理状況等を報告し、意見交換を行うことで、施設の運転に対して理解を深めていただきました。今後も緊密に連携を図り、良好な関係を築く必要があります。

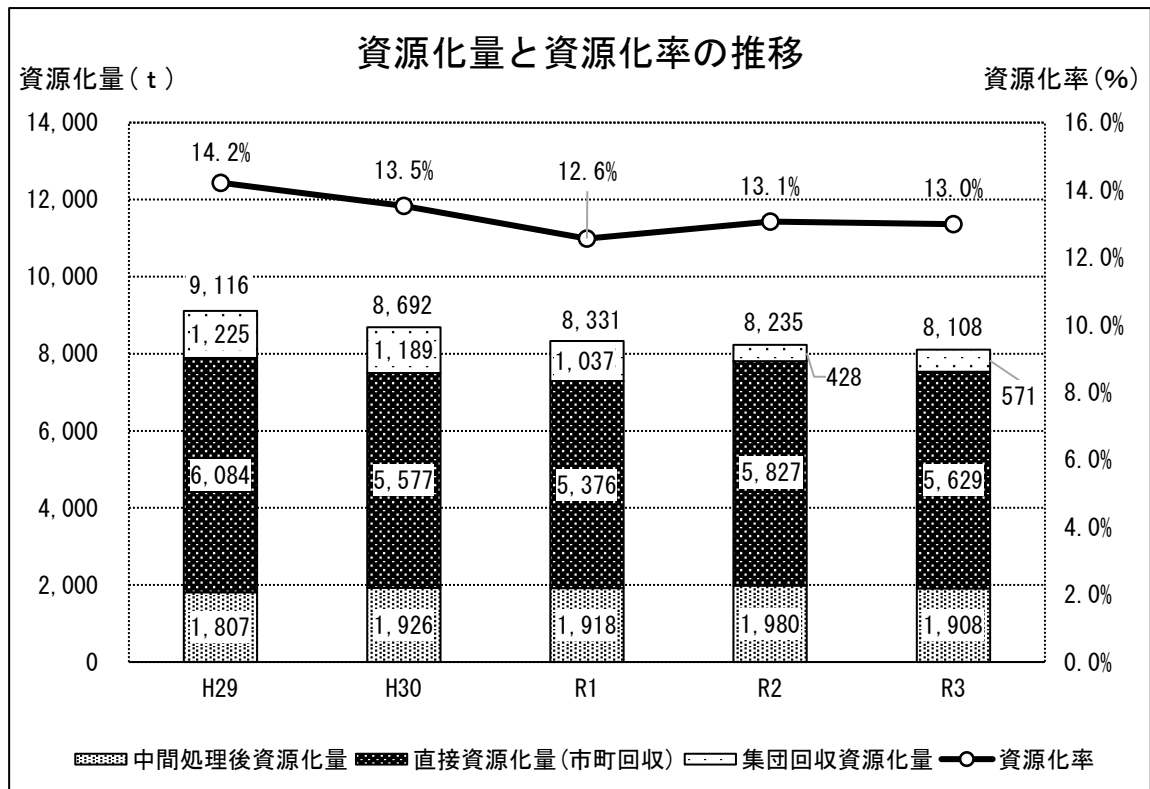
| | | | | | | | | | | | |
|--------|---|----|----|----|----|--------|-----------------------------------|-------|--------------------------|--------|---------------------------------|
| 取組項目名 | ごみ減量化・資源化の推進 | | | | | | | | | | |
| 担当課所等 | 施設課・各事業所 | | | | | | | | | | |
| 現状と課題 | <p>近年のごみ搬入量の現状は横ばい傾向であり、ごみ処理基本計画の目標（平成29年度における中間目標）が一部未達成となっている。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・ごみ排出量</td> <td>中間目標 12%減 (H19 比) →実績 7.7%減 (未達成)</td> </tr> <tr> <td>・資源化率</td> <td>中間目標 17% →実績 14.2% (未達成)</td> </tr> <tr> <td>・最終処分量</td> <td>中間目標 3%減 (H19 比) →実績 7.9%減 (達成)</td> </tr> </table> <p>また、新処分場の埋立期間は約 15 年間としているが、延命化の取り組みが必要である。</p> | | | | | ・ごみ排出量 | 中間目標 12%減 (H19 比) →実績 7.7%減 (未達成) | ・資源化率 | 中間目標 17% →実績 14.2% (未達成) | ・最終処分量 | 中間目標 3%減 (H19 比) →実績 7.9%減 (達成) |
| ・ごみ排出量 | 中間目標 12%減 (H19 比) →実績 7.7%減 (未達成) | | | | | | | | | | |
| ・資源化率 | 中間目標 17% →実績 14.2% (未達成) | | | | | | | | | | |
| ・最終処分量 | 中間目標 3%減 (H19 比) →実績 7.9%減 (達成) | | | | | | | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民及び事業者の意識向上の啓発活動 ・新たなごみ減量化の推進に向け、3市5町が一体となった取り組みを検討する。 ・計画期間内における中間目標の早期達成 | | | | | | | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | | | | | | |
| | 取組検討 | | | | → | | | | | | |
| | 啓発活動 | | | | → | | | | | | |

| | |
|------|--|
| 取組状況 | <p>1 ごみ減量及び資源化の取組</p> <p>啓発活動として、組合広報紙にごみ減量化・資源化の推進に係る特集記事の掲載や、廃棄物適正処理・3R推進ポスターコンクール受賞作品を活用した「3R普及啓発ポスター」を作成し、3市5町の学校及び公民館等の公共施設、置賜管内の廃棄物収集運搬業者や資源物の店頭回収を実施しているスーパー等に配布しました。</p> <p>また、平成30年度には「事業系ごみ分別パンフレット」を作成し、全事業者に配布し、事業系ごみの適正な分別と資源化を促すとともに、衛生組合研修会等において、「ごみ処理の現状・リサイクル」の講演を実施し、ごみ減量・資源化の啓発に努めました。</p> <p>さらに、「廃エアゾール缶」の資源化については、既に実施している南陽市、高島町及び川西町に加え、令和3年度から米沢市、長井市、白鷹町、飯豊町及び小国町が不燃ごみから資源化へ変更し、全市町が資源化の取り組みを行っています。</p> |
|------|--|

2 生活系ごみ排出量の推移 (図1)



3 資源化率の推移 (図2)



- ・図1の生活系ごみ排出量の推移においては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図るべく、自宅で過ごす時間が増えたため、例年と比較して家庭からのごみ排出量が増加しました。このことから、令和3年度の生活系ごみの排出量が前年度より減少することになりました。令和2年度を除くと、ここ数年の生活系ごみの排出量はほぼ横ばいとなっています。一方、1人1日あたり排出量は、平成29年度と比較して27g増加しています。これは、生活スタイルの変化やごみ減量への意識が希薄化していることが要因と考えます。
- ・図2の資源化率の推移においては、令和3年度は13.0%で前年度比0.1%減少しました。これは、資源化量自体が減少したためであり、特に直接資源化量(市町回収)の中の古紙類の資源化量が減少したことによるものと考えます。

| | | | | | | | |
|----------------------|---|---------|---------|---------|----------------|----------|---------|
| 総括 (取組結果) | <p>1 ごみ処理基本計画中間目標に対する状況 ごみ排出量及び資源化率については、直近の令和3年度において中間目標値を達成することができませんでした。</p> | | | | | | |
| | 項目 | 実績 | | | | 中間 目標 | 目標 |
| | | H19 | R1 | R2 | R3 | H29 | R10 |
| | ごみ排 出量 | 60,072t | 58,638t | 55,478t | 54,874t | 53,774t | 46,856t |
| | H19 比 | △2.4% | △2.4% | △7.6% | △8.7% (未達成) | △12.0% | △22.0% |
| | 資源化 率 | 16.1% | 12.6% | 13.1% | 13.0% (未達成) | 17.0% | 20.0% |
| | 最終処 分量 | 8,662t | 9,018t | 8,053t | 8,013t | 8,425t | 7,535t |
| | H19 比 | 4.1% | 4.1% | △7.0% | △7.5% (達成) | △3.0% | △13.0% |
| | <p>2 ごみ減量及び資源化の取組 ごみ減量及び資源化の啓発活動を継続して実施しましたが、目標を達成できていないことから、引き続き構成市町と連携しごみ減量及び資源化の啓発の取り組みを継続する必要があります。 また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、資源化率の目標達成に向けて、ペットボトル・容器包装プラスチック以外のプラスチック使用製品の分別収集について、構成市町と協議し検討する必要があります。</p> | | | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|----|----------------|-------------------|----|
| 取組項目名 | 廃棄物処理施設の将来計画検討 | | | | |
| 担当課所等 | 施設課・各事業所 | | | | |
| 現状と課題 | <p>経年による老朽化が進み大規模修繕等の時期にきているごみ・し尿処理施設について、その将来計画が明確になっていないことから、施設の将来計画の策定が必要である。</p> <p>また、埋立地の跡地利用の検討が必要である。</p> | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画の策定、施設更新時期の検討 ・最終処分場跡地利用の将来計画検討 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 将来計画の検討 | | 浅川最終処分場跡地利用の検討 | | |
| | | | | 各施設将来計画検討及び跡地利用検討 | |

| 取組状況 | <p>1 米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンター</p> <p>米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンターは、供用開始から30年以上が経過し老朽化していることから、両施設を令和7年度に統廃合し、米沢市公共下水道終末処理場の米沢浄水管理センター敷地内に、新たにし尿受入施設を整備する予定となっています。</p> <p>また、整備事業及び管理運営については、本組合と東南置賜2市2町が「し尿受入施設の整備及び管理運営並びに経費等に関する協定書」（令和3年3月31日）を締結し、公共下水道終末処理場の設置者であり事業主体となる米沢市から本組合が委託を受け、令和7年度の供用開始に向けて、事務を進めています。</p> <p>2 長井クリーンセンター及び千代田クリーンセンター</p> <p>公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化のための大規模改修を基本とし、施設稼働から20年を経過する施設の現状分析と延命化策の検討を行いました。</p> <p>(1) 長井クリーンセンター</p> | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|--|------|------|----------|----|--|------|----|---------------------------------|--------|----|----------------------------|----------|---|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>経過年数</th> <th>延命化策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粗大ごみ処理施設</td> <td>29</td> <td>20年以上使用した設備機器を対象に、交付金を活用した延命化工事を「施設整備・補修計画」と整合を図り検討中</td> </tr> <tr> <td>中継施設</td> <td>24</td> <td>「施設整備・補修計画」に基づき令和3～4年度に延命化工事を実施</td> </tr> <tr> <td>小国中継施設</td> <td>29</td> <td>「施設整備・補修計画」に基づき定期的な維持補修を実施</td> </tr> <tr> <td>汚泥再生処理施設</td> <td>9</td> <td>「施設整備・補修計画」に基づき定期的な維持補修を実施</td> </tr> </tbody> </table> | 施設名 | 経過年数 | 延命化策 | 粗大ごみ処理施設 | 29 | 20年以上使用した設備機器を対象に、交付金を活用した延命化工事を「施設整備・補修計画」と整合を図り検討中 | 中継施設 | 24 | 「施設整備・補修計画」に基づき令和3～4年度に延命化工事を実施 | 小国中継施設 | 29 | 「施設整備・補修計画」に基づき定期的な維持補修を実施 | 汚泥再生処理施設 | 9 |
| 施設名 | 経過年数 | 延命化策 | | | | | | | | | | | | | |
| 粗大ごみ処理施設 | 29 | 20年以上使用した設備機器を対象に、交付金を活用した延命化工事を「施設整備・補修計画」と整合を図り検討中 | | | | | | | | | | | | | |
| 中継施設 | 24 | 「施設整備・補修計画」に基づき令和3～4年度に延命化工事を実施 | | | | | | | | | | | | | |
| 小国中継施設 | 29 | 「施設整備・補修計画」に基づき定期的な維持補修を実施 | | | | | | | | | | | | | |
| 汚泥再生処理施設 | 9 | 「施設整備・補修計画」に基づき定期的な維持補修を実施 | | | | | | | | | | | | | |

(2) 千代田クリーンセンター

| 施設名 | 経過 年数 | 延命化策 |
|----------|-------------------------|---|
| 焼却施設 | 24 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 27～29 年度に交付金を活用した延命化工事（1 回目）を実施 20 年以上使用した設備機器を対象に、延命化工事（2 回目）を「施設整備・補修計画」と整合を図り検討中 |
| リサイクルプラザ | 16 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に地方債を活用した建屋外壁補修（一部）を実施 「施設整備・補修計画」に基づき定期的な維持補修を実施 |
| 浅川最終処分場 | 第1 30 第2 3 | <ul style="list-style-type: none"> 浅川最終処分場第 1 処分場は、平成 21～22 年度に浸出水処理施設延命化工事を実施 浅川最終処分場第 2 処分場は、令和 2 年に浸出水処理施設を含めて新設 「施設整備・補修計画」に基づき定期的な維持補修を実施 |

3 最終処分場跡地利用

浅川最終処分場第 1 処分場は、令和 3 年 7 月末で埋立が終了したことから、跡地利用について平成 1 5 年度に組織した跡地利用検討委員会により検討を行うため、先進事例の調査や委員による勉強会を行います。

1 米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンター

し尿処理施設の将来計画については、米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンターを統合し、米沢浄水管理センター敷地内に、し尿受入施設を整備することで、大幅に経費削減を図ることができました。

【整備事業別の比較】

| | 米沢クリーンセンターを継続使用 | 南陽クリーンセンターを継続使用 | 計※1 | 米沢クリーンセンターを建替統合※2 | 南陽クリーンセンターを建替統合※2 | 置賜浄化センターに受入施設建設※2 | 米沢浄水管理センターに受入施設建設※2 |
|-----|-----------------|-----------------|----------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 米沢市 | 57.4 億円 | | 57.4 億円 | 42.5 億円 | 36.5 億円 | 40.7 億円 | 27.9 億円 |
| 南陽市 | | 24.4 億円 | 24.4 億円 | 21.1 億円 | 18.2 億円 | 18.1 億円 | 11.6 億円 |
| 高畠町 | | 15.1 億円 | 15.1 億円 | 12.1 億円 | 10.5 億円 | 10.6 億円 | 6.9 億円 |
| 川西町 | | 19.5 億円 | 19.5 億円 | 15.4 億円 | 13.4 億円 | 13.6 億円 | 8.9 億円 |
| 計 | 57.4 億円 | 59.0 億円 | 116.4 億円 | 91.1 億円 | 78.6 億円 | 83.0 億円 | 55.3 億円 |

※1 維持管理費（26 年間）市町分担金

※2 建設費及び維持管理費（26 年間）市町分担金の総額

総括
(取組結果)

2 長井クリーンセンター及び千代田クリーンセンター

焼却施設及び粗大ごみ処理施設においては、老朽化が進んでおり突発的な機器の故障が発生していることから、施設の現状を把握し延命化策を検討しました。今後は長期的視点で主要機器の更新を含めた、公共施設等総合管理計画個別施設計画を策定し、ごみ処理施設の将来計画を明確にする必要があります。

3 最終処分場跡地利用

浅川最終処分場第1処分場の跡地利用について、跡地利用検討委員会で検討するため、先進地視察や委員による勉強会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症により実施を見送りました。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、跡地利用検討委員会による検討を進める必要があります。

| | | | | | |
|-------|--|----|----|--------------------------|----|
| 取組項目名 | 災害時の施設の安定稼働検証 | | | | |
| 担当課所等 | 施設課・各事業所 | | | | |
| 現状と課題 | 近年、地震や台風等の大規模災害が頻発しているが、施設が被災し、稼働が困難となった場合の影響を検証するとともに対応を検討し、あわせて、構成市町で災害が発生した場合の廃棄物の受入について、災害の種類・規模ごとに、体制の検討が必要である。 | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時における施設への影響検証、迅速かつ確実な処理を継続するための対応策検討 災害廃棄物受入マニュアルの策定 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 施設への影響検証、対応策検討 | | → | | |
| | 災害廃棄物受入マニュアルの策定 | | → | | |
| | | | | 施設への影響検証及び災害廃棄物受入マニュアル検討 | → |

| | | | | |
|----------------------------------|--|------------------|-----|------------------|
| 取組状況 | <p>1 大規模災害時の施設への影響検証 各施設の耐震強度及び浸水深さは次のとおりとなっています。</p> <p>(1) 各施設耐震強度</p> | | | |
| | 事業所名 | 施設名称 | 建設年 | 耐震強度 |
| | 米沢クリーンセンター | し尿処理施設 | S60 | 新耐震基準 (震度6~7) |
| | 長井クリーンセンター | 汚泥再生処理施設 | H26 | |
| | | 粗大ごみ処理施設 | H 6 | |
| | | 中継施設 | H11 | |
| | | 小国中継施設 | H 6 | |
| | 南陽クリーンセンター | し尿処理施設 | H 3 | |
| | 千代田クリーンセンター | 焼却施設 | H11 | |
| | | リサイクルプラザ | H14 | |
| 浅川第1処分場 | | H 5 | | |
| 浅川第2処分場 | | R 2 | | |
| 南陽やすらぎ荘 | 養護老人ホーム | R 4 | | |
| (2) 各事業所・施設浸水深さ (所在市町ハザードマップによる) | | | | |
| 事業所名 | 所在地 | 浸水深さ | | |
| 米沢クリーンセンター | 米沢市春日 | 0.5m~3.0m未満、河岸浸食 | | |
| 長井クリーンセンター | 長井市舟場 | 3.0m~5.0m、河岸浸食 | | |

| | | |
|-------------|---------|-------------|
| 小国中継施設 | 小国町大字沼沢 | 上流部土砂災害警戒区域 |
| 南陽クリーンセンター | 南陽市露橋 | 0.5m～3.0m未満 |
| 千代田クリーンセンター | 高島町大字夏茂 | 0.5m～3.0m未満 |
| 浅川最終処分場 | 米沢市大字浅川 | 0.5m～3.0m未満 |
| 南陽やすらぎ荘 | 南陽市三間通 | 影響なし |

調査の結果、各施設は災害により電気（千代田クリーンセンターを除く）・水道のライフラインが断絶した場合、施設の自立稼働ができない状況となっています。

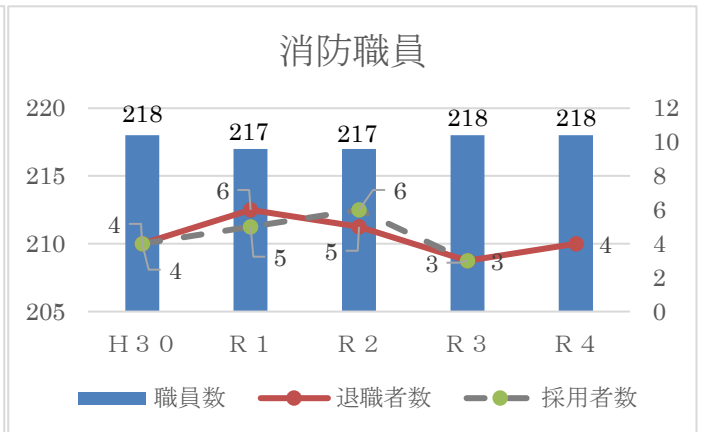
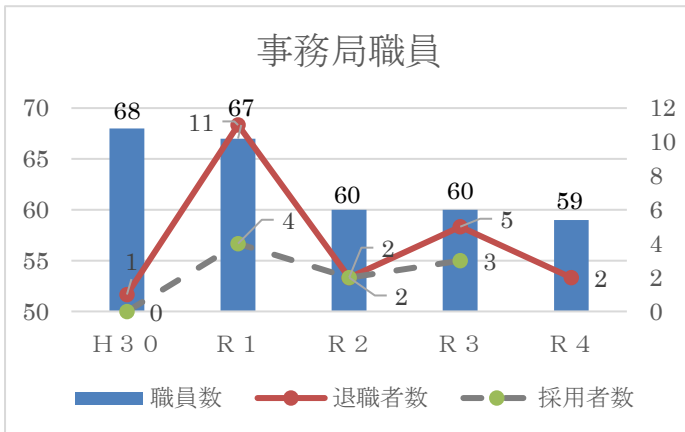
また、周辺河川の水位上昇により米沢クリーンセンター・長井クリーンセンターは河岸浸食、南陽クリーンセンターは施設の周辺が氾濫流による「家屋倒壊等氾濫想定区域」に指定されています。

2 災害廃棄物受入マニュアル

災害廃棄物処理対策の取り組みとしては、環境省が実施する「災害廃棄物処理計画を作成する地方公共団体を支援するモデル事業」の令和2年度対象団体となり、構成市町の災害廃棄物処理計画の策定推進に努めました。

| | |
|----------------------|--|
| <p>総括 (取組結果)</p> | <p>1 大規模災害時の施設への影響検証</p> <p>施設の耐震強度は、新耐震基準を満たしており、建屋については地震による影響は少ないと認識しています。</p> <p>一方、浸水対策において、想定浸水深さが最大で5.0m及び河岸浸食想定区域である長井クリーンセンターについては、現在、隣接する置賜野川の築堤工事が行われており、工事完了後は解消が期待されます。</p> <p>小国中継施設は上流部が土砂災害警戒区域に指定されているため、災害が予想される場合は、ごみ収集車を千代田クリーンセンターに直送することで対応することとします。</p> <p>その他、南陽やすらぎ荘以外の施設は、想定浸水深さが最大で3.0m未満ですが、最大浸水深さの水害が発生した場合は、施設運転継続が困難となることが想定されることから、施設の復旧まで「廃棄物処理相互援助協定」に基づき関係団体の協力を得ることとします。</p> <p>2 災害廃棄物受入マニュアル</p> <p>災害廃棄物受入マニュアルについては、環境省モデル事業により構成市町全て災害廃棄物処理計画を策定しており、構成市町と本組合の役割を明確にしていることから、本組合の災害廃棄物受入マニュアルは策定しないこととしました。</p> |
|----------------------|--|

| | | | | | |
|-------|--|------|----|----|-------------------|
| 取組項目名 | 職員定数の適正化 | | | | |
| 担当課所等 | 総務課 | | | | |
| 現状と課題 | 今後の施設のあり方や事務事業のあり方に対応した適正な職員体制を検討する必要がある。 | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> 定員適正化計画の策定及びそれに基づく職員配置 消防職員について、「消防10か年整備計画」の期間終了（令和4年度）後、定員適正化計画への統合 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 定員適正化計画策定（事務局職員） | 計画管理 | | | 消防職員の計画統合検討 |
| | | | | | 定員適正化計画策定（消防職員含む） |

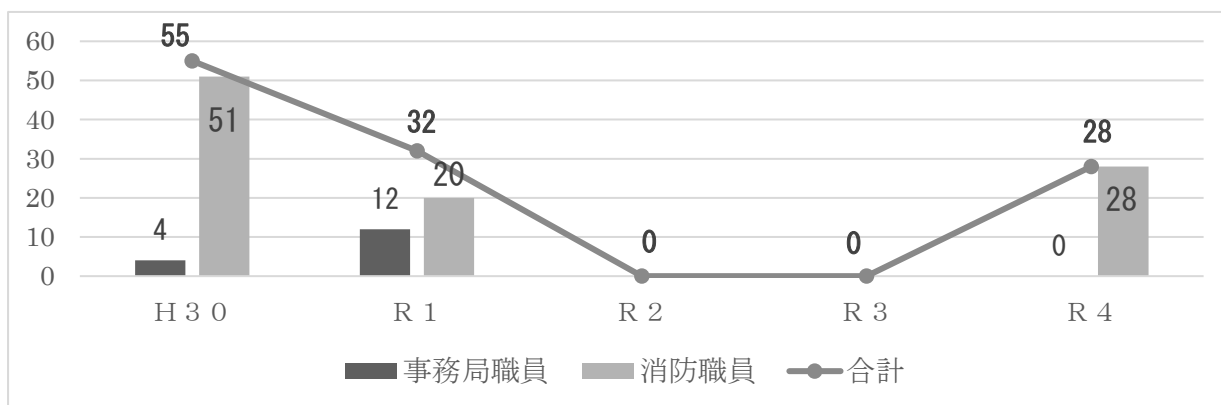


| | |
|------|--|
| 取組状況 | <p>事務局職員については、平成20年度から2期10年間の集中改革プランにおいて、定員適正化の目標を定め、現業部門を民間委託することで職員数の削減を図り、計画期間内で職員数を88人から71人まで削減し、適正化率19.3%を達成しています。</p> <p>消防職員については、消防10か年整備計画に定める職員配置及び採用計画に基づき、消防力を保持しつつ定員適正化に努め、消防広域化時点の職員数226人から218人としています。なお、令和3年度からメディカルコントロール体制の推進、救急処置の質の向上及び救助隊員の育成と救助業務の強化を図るため、新たに救急救助課を設置しています。</p> <p>これからの定員管理について、米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンターの統合及び定年延長制度等を見据えて検討を行いました。</p> |
|------|--|

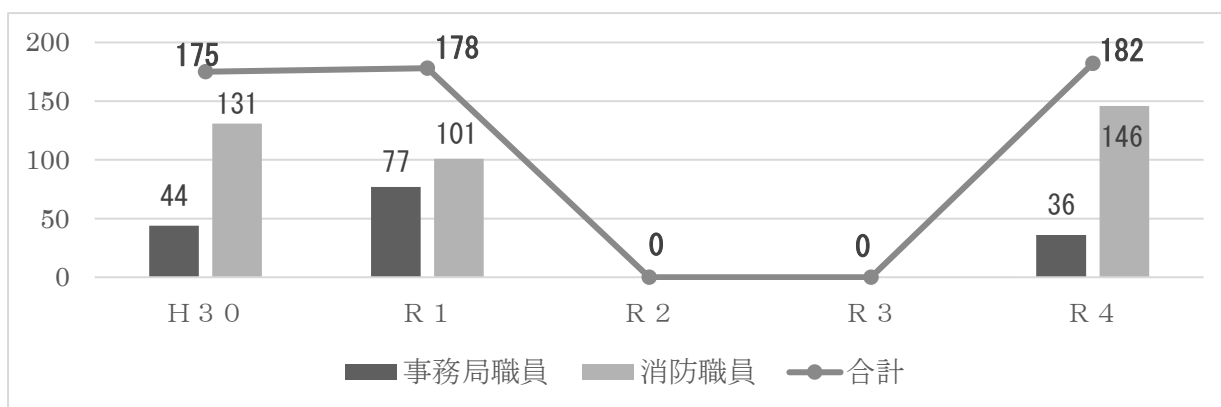
| | |
|----------------------|---|
| <p>総括 (取組結果)</p> | <ul style="list-style-type: none">・職員の適正配置及び採用計画を検討するに当たって、米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンターの統廃合及び定年延長制度等の課題を整理し、適正配置人数及び定員適正化の目標を定め、定員適正化計画を策定しました。 <p>今後は、当該計画に基づき、職員配置、職員採用を行うこととします。</p> |
|----------------------|---|

| | | | | | |
|-------|---|----|----|----|----|
| 取組項目名 | 職員研修の充実 | | | | |
| 担当課所等 | 総務課 | | | | |
| 現状と課題 | 職員研修については、例年策定する研修計画により実施しているが、時代の変革に対応した、組合の将来を担う職員を育成する必要がある。 | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づく、研修計画の策定と研修の実施 ・内部講師としての資質を有する職員の育成 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 計画策定・実施 | | | | → |

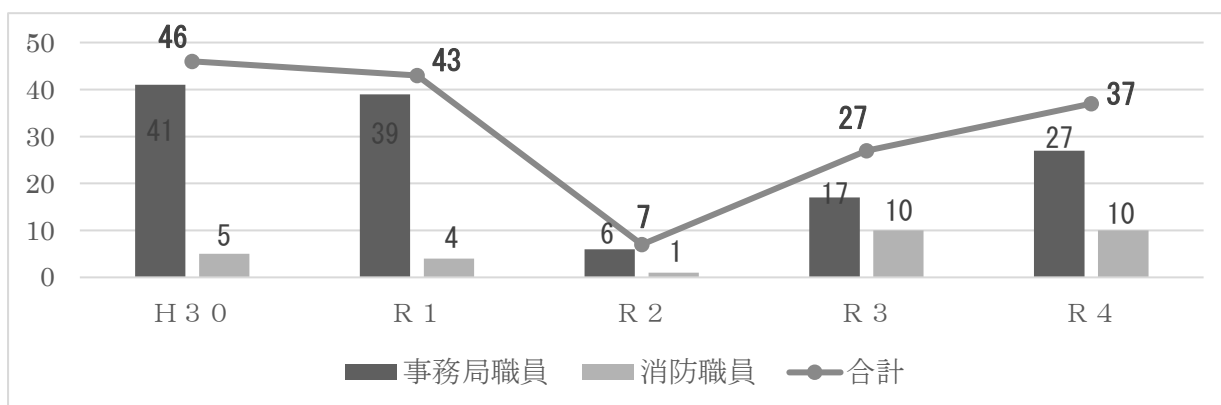
○基本研修（経験年数や役職に応じた能力の育成）



○特別研修（職務上必要なスキル及び社会情勢に即した能力習得）



○派遣研修（専門分野の能力育成）



| | |
|------|---|
| 取組状況 | <p>人材育成基本方針に基づく研修計画並びに、消防10か年整備計画に掲げる職員研修・養成計画に基づき各種研修に参加することで、知識及び技術を習得することにより、職員の視野を広げるとともにスキルアップを図りました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本研修 初級研修、係長級研修、補佐級研修を実施 2 特別研修 政策形成研修、危機管理研修、惨事ストレス研修、ハラスメント防止研修、コミュニケーション能力向上研修を実施 3 派遣研修 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東北自治研修所 指導者養成研修を受講し、当該受講者が階層別研修での講師を務めました。 (2) 山形県市町村職員研修所 財務、法制執務等の研修を実務担当者が受講することで、専門知識を習得し、課長級職員等においては階層別研修を受講しました。 (3) 施設の管理運営に係る研修 日本環境衛生センターによる研修に参加し、適正な廃棄物処理に係る専門知識を習得するとともに、東京二十三区清掃一部事務組合による研修に参加し、運転管理等業務委託の管理監督の方法や手法を習得しました。 (4) 消防・救急業務に係る研修 災害が発生した場合に備えた、レスキュー研修、山岳遭難救助研修、車両の運転技術講習会を受講し、専門知識の習得及びスキルの向上に努めました。 (5) その他 外部団体の各種研修を実務担当者が受講しました。 |
|------|---|

| 総括 (取組結果) | <p>・組合の将来を担う職員を育成するため、各種講習等に参加し必要な専門知識を習得するとともに、以下の資格を取得しました。</p> <p>事務局職員においては、廃棄物処理施設に必要な技術管理士の資格を計画期間内に新たに6名が取得しました。</p> <p>【事務局職員資格取得状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理施設技術管理士</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>破砕リサイクル施設技術管理士</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>し尿・汚泥再生処理施設技術管理士</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>最終処分場技術管理士</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 人数 | ごみ処理施設技術管理士 | 2人 | 破砕リサイクル施設技術管理士 | 2人 | し尿・汚泥再生処理施設技術管理士 | 1人 | 最終処分場技術管理士 | 1人 |
|------------------|---|----|----|-------------|----|----------------|----|------------------|----|------------|----|
| 項目 | 人数 | | | | | | | | | | |
| ごみ処理施設技術管理士 | 2人 | | | | | | | | | | |
| 破砕リサイクル施設技術管理士 | 2人 | | | | | | | | | | |
| し尿・汚泥再生処理施設技術管理士 | 1人 | | | | | | | | | | |
| 最終処分場技術管理士 | 1人 | | | | | | | | | | |

消防職員においては、計画期間内に新たに救急救命士の資格を10名、気管挿管認定救急救命士の資格を8名が取得しました。

【消防職員資格取得状況】

| 項目 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | 合計 |
|--------|-----|----|----|----|----|-----|
| 救急救命士 | 2人 | 2人 | 1人 | 3人 | 2人 | 10人 |
| 気管挿管認定 | 1人 | 3人 | 1人 | 1人 | 2人 | 8人 |

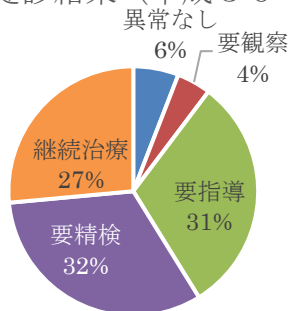
| | | | | | |
|-------|---|----|----|----|----|
| 取組項目名 | 職員の技術維持、新たな技術の習得 | | | | |
| 担当課所等 | 施設課 | | | | |
| 現状と課題 | <p>施設運転を業務委託している施設では、職員が直接従事しないことから、設備や処理方法などの知識及び技術を継承していく必要がある。</p> <p>また、類似施設及び先進施設の事例調査を通じて、新たな専門知識や技術を習得する必要がある。</p> | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術力やノウハウを維持・継承し、各職種の専門性の向上 ・清掃事業に関する調査・研究の推進、技術水準の向上 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 技術力向上のための研修調査・研究 | | | | → |

| | |
|------|--|
| 取組状況 | <p>1 先進地視察（事例調査）</p> <p>職員の育成及び事務の効率化を目的に、施設設備や処理方法等について先進的な取組を実施している自治体の視察を平成30年度及び令和元年度に実施しました。</p> <p>2 職員研修計画に基づく研修の実施</p> <p>専門的な知識及び技術を習得することで、職員のスキルアップを図るため、次の講習等を受講しました。</p> <p>(1) 廃棄物処理施設技術管理者講習</p> <p>(2) 廃棄物行政担当者研修会</p> <p>(3) 一般廃棄物実務管理者講習</p> <p>(4) 東京二十三区清掃一部事務組合運転管理研修</p> <p>3 各種会議等への参加</p> <p>廃棄物処理や余熱利用（発電設備）等に関する問題点などの情報交換のため、次の研修会等に参加しました。</p> <p>(1) 山形県廃棄物処理施設技術管理者会役員会及び研修会</p> <p>(2) ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会総会</p> <p>(3) 山形県廃棄物処理施設事務局長・場長会議</p> |
|------|--|

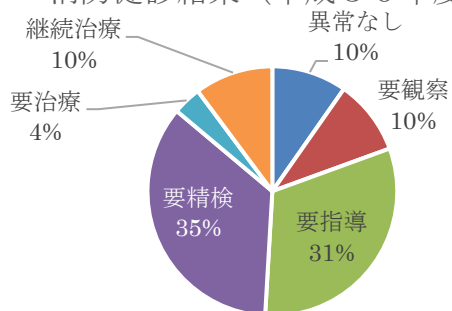
| | |
|--------------|--|
| 総括 (取組結果) | <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修に参加することで、職員の視野を広げるとともに専門知識及び技術を習得することで、施設の維持管理を行う上で職員のスキルアップを図ることができました。 <p>今後も研修計画に基づき各種研修に参加し、職員の育成に取り組むこととします。</p> |
|--------------|--|

| | | | | | |
|-------|--|----|----|----|----|
| 取組項目名 | 心身ともに働きやすい職場環境づくり | | | | |
| 担当課所等 | 総務課 | | | | |
| 現状と課題 | 職員の健康管理、メンタルサポートに関する取組、また安全衛生委員会活動の充実により、働きやすい職場環境の維持向上に努める必要がある。 | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員健康診断、健康診断事後指導及び要精検・再検者への受診勧奨の継続 ・ストレスチェック制度の実施 ・安全衛生委員会活動の継続、充実 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 既存事業継続 ストレスチェック (H30 開始) | | | | → |

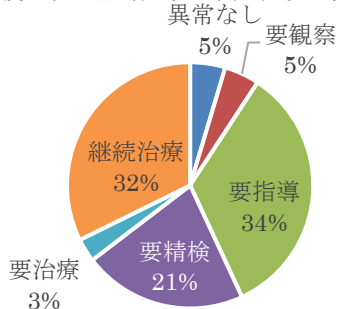
事務局健診結果（平成30年度）



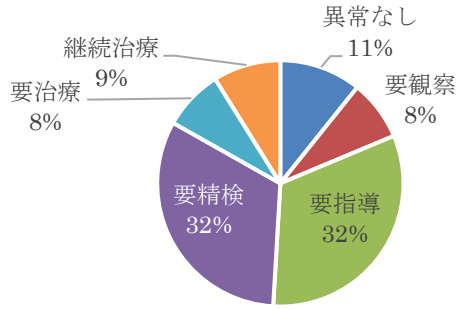
消防健診結果（平成30年度）



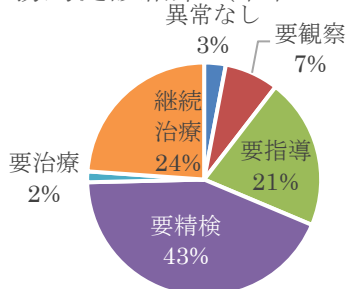
事務局健診結果（令和元年度）



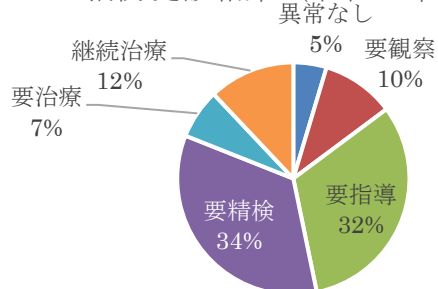
消防健診結果（令和元年度）



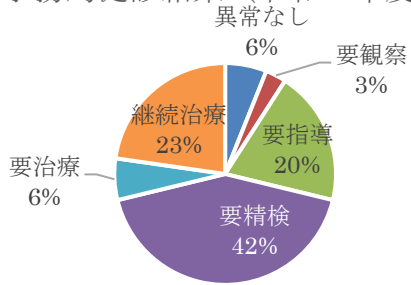
事務局健診結果（令和2年度）



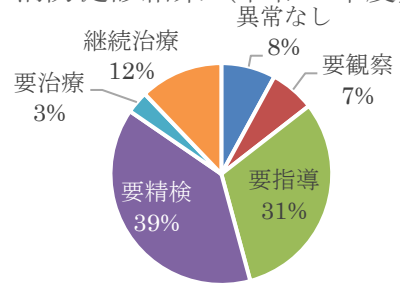
消防健診結果（令和2年度）



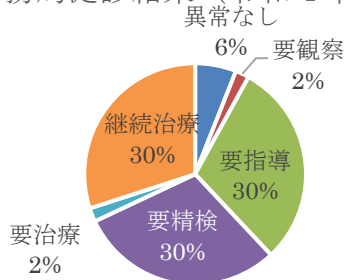
事務局健診結果（令和3年度）



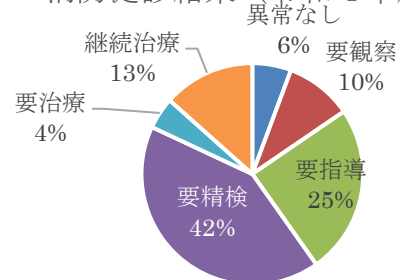
消防健診結果（令和3年度）



事務局健診結果（令和4年度）



消防健診結果（令和4年度）



| | |
|------|---|
| 取組状況 | <p>1 健康管理に関する取組</p> <p>(1) 健康診断の実施（全期間） 受診率 100.0% 健康診断での要指導・要精密検査・要治療者に対し、再検査等の受診勧奨を行い、受診結果の報告を求め、職員の健康管理に努めました。</p> <p>(2) 健康診断後の事後指導の実施 置賜地域産業保健センター医師及び産業医による、健康診断結果のチェックと健康相談を行いました。</p> <p>(3) 特定保健指導の勧奨 山形県市町村職員共済組合が実施する特定保健指導の勧奨を対象者に行いました。</p> <p>2 メンタルサポートに関する取組</p> <p>(1) ストレスチェックの実施 毎年9月に1か月間の期間で実施し、高ストレス者に対しては、本人の希望により産業医との面談を行いました。</p> <p>(2) メンタルヘルス研修の実施 講師によるメンタルヘルス研修会を実施（年1回）しました。</p> <p>3 安全衛生委員会に関する取組</p> <p>(1) 各事業所推進委員会の取組 各事業所で安全衛生推進に係る重点目標を定め、所内の安全</p> |
|------|---|

| | |
|--|--|
| | <p>衛生巡視及び環境整備を実施し、年1回安全衛生委員会に実施状況を報告しました。</p> <p>(2) 安全衛生巡視の実施 対象事業所を決めて、年1回安全衛生巡視を行い職場環境及び作業環境を点検し、指摘事項について改善を行いました。</p> <p>(3) 受動喫煙防止対策の実施 健康増進法の一部改正に伴い、施設内全面禁煙としました。</p> |
|--|--|

| | |
|----------------------|--|
| <p>総括 (取組結果)</p> | <p>1 健康管理に関する取組 健康診断での要指導・要精密検査・要治療者に対し、再検査等の受診勧奨を行うとともに、医師による健康診断結果のチェックと健康相談を行い職員の健康管理に努めた結果、健康診断の結果は円グラフのとおりであり、取り組みが検診結果に表れていないものの、今後も職員の検診結果の把握、健康管理に努め重要な取り組みとして継続する必要があります。</p> <p>2 メンタルサポートに関する取組 ストレスチェックを実施し高ストレス者に対しては、産業医との面談を行うことで、職員のメンタル不調を未然に防止することができました。</p> <p>3 安全衛生委員会に関する取組 職場環境の向上を図るため、他の施設の職員や施設の運転管理を委託している職員の見線による施設の巡視により、作業環境の改善を行い労働災害の防止に努めましたが、計画期間内に労働災害が6件発生していることから、引き続き労働災害防止に係る取り組みを継続する必要があります。</p> |
|----------------------|--|

基本方針3

広域連携の強化・広域行政の研究推進

| | | | | | |
|-------|--|----|----|----|----|
| 取組項目名 | 第5次計画に基づく事業の実施 | | | | |
| 担当課所等 | 総務課 | | | | |
| 現状と課題 | <p>広域連携事業は、広域連携に関する知識を深めること及び広域連携の土壌醸成を目的に実施しており、広域連携と地方創生の中核を担う自治体職員の人材（財）育成が必要とされていることから、これまでも増して注力する必要がある。</p> <p>また、広域的な枠組みで市町の枠を超えた住民を対象に「おきたま地域づくり～人と地域をつなぐ事業～」を実施しており、少子高齢化や人口減少等の解決に向け、構成市町の地域づくりに還元できる人材（財）育成事業として、継続していく必要がある。</p> | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な取り組みに対する構成市町との連携協力体制の構築 ・広域連携事業及び人と地域をつなぐ事業の実施 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 広域連携事業 人と地域をつなぐ事業 | | | | → |

広域連携事業及び人と地域をつなぐ事業の実施内容

| 年度 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------------|--|---|---|---|--|
| 広域連携事業 | 勉強会5回 「移住定住交流」 | 集合研修4回 「遠隔自治体間連携」 | 集合研修2回 「遠隔自治体間連携」 | 交流研修3回 「遠隔自治体間連携」 | 交流研修3回 「遠隔自治体間連携」 |
| | 理事者視察 | 遠隔連携研究会 | 遠隔連携研究会 | オンラインミーティング（2回） | オンライン定例会 |
| | 企画主幹視察 | 広域連携懇談会 | 遠隔自治体連携事業「オンライン芋煮交流会」 | 遠隔自治体連携事業「やまがたおきたまフェア」 | 芝支所交流事業 港区全国連携事業 |
| | 広域連携外部研修 | 広域連携外部研修 | 広域連携外部研修 | 広域連携外部研修 | 広域連携外部研修 |
| | 置賜定住自立圏記念講演会 | 遠隔自治体間連携事業「おきたま×みなとプロジェクト」開始 | ※新型コロナウイルス感染症により事業内容を見直して実施 | | |
| | 人材育成に関する連携協定締結 | | | RESAS 研修会 | RESAS 研修会 自治体 DX 研修 |
| 人と地域をつなぐ事業 | 第3期生 受講者15名 (男4名、女11名) ・講座3回 ・フィールドワーク ・外部研修 ・交流事業 ・受講者自主事業 | 第4期生 受講者12名 (男4名、女8名) ・講座3回 ・フィールドワーク ・外部研修 ・交流事業 ・公開講座 など | 第5期生 受講者7名 (男3名、女4名) ・受講者交流事業 ・交流事業3回 ・コンセプトブック作成 ※新型コロナウイルス感染症により事業内容を見直して実施 | 第6期生 受講者6名 (男3名、女3名) ・講座3回 ・フィールドワーク ・交流事業 | 第7期生 受講者13名 (男8名、女5名) ・講座3回 ・フィールドワーク ・交流研修 ・合同事業 ・最終年度事業 |

第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画（以下「本計画」という。）に基づき、広域連携を基本方針に置賜3市5町が一体となつて課題等の解決する基盤として、広域連携アクションプランを設定し、平成25年度から「新たな広域連携の研究・推進」をテーマに「広域連携事業」を進めてきました。

平成30年度には、（一財）地域活性化センターと「地方創生に向けた人材育成に関する連携協定」を締結し、置賜定住自立圏共生ビジョンの圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の具体的な取り組みとして、「地方創生に向けた人材育成事業」にも位置付けられ、置賜3市5町及び本組合職員がともに広域連携を学び、広域連携の土壌醸成を目的に事業を実施してきました。

「人と地域をつなぐ事業」については、広域活動計画「広域連携を担う人材育成事業」として、平成28年度から「人と人、人と地域のつながりづくり」、「地域づくりの新たな楽しみの発見や地域に関わるきっかけづくり」を目的に、住民対象の人財育成事業を実施してきました。本事業の講師には、東京都市大学の坂倉杏介准教授に依頼し、（一財）地域活性化センターの運営支援を受けながら、置賜3市5町在住（20代～40代）で、地域づくりに関心がある方を対象に、講座及びフィールドワーク等を実施してきました。

取組状況

※ 事業内容については、前頁をご参照ください。

【人と地域をつなぐ事業年度別受講者数】

| 年度 | 性別 | 米沢市 | 長井市 | 南陽市 | 高畠町 | 川西町 | 白鷹町 | 飯豊町 | 小国町 | 計 | 合計 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| H30 | 男性 | 1 | 2 | | | | 1 | | | 4 | 15名 |
| | 女性 | 4 | 1 | 1 | 1 | 4 | | | | 11 | |
| R元 | 男性 | 3 | | | | | | 1 | | 4 | 12名 |
| | 女性 | 6 | 1 | 1 | | | | | | 8 | |
| R2 | 男性 | 2 | | | | | | | 1 | 3 | 7名 |
| | 女性 | 1 | 1 | | | 2 | | | | 4 | |
| R3 | 男性 | 1 | 1 | 1 | | | | | | 3 | 6名 |
| | 女性 | 1 | 1 | | | | | | 1 | 3 | |
| R4 | 男性 | 4 | | | 2 | 2 | | | | 8 | 13名 |
| | 女性 | 2 | | | | 1 | | 1 | 1 | 5 | |
| 計 | 男性 | 11 | 3 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 22 | 53名 |
| | 女性 | 14 | 4 | 2 | 1 | 7 | | 1 | 2 | 31 | |

総括
(取組結果)

1 広域連携事業

広域連携事業において、令和元年度、広域連携事業のテーマである「遠隔自治体間連携」について、置賜地域の職員と港区の職員が相互に交流し、研修やフィールドワークを通じて、共に学び、新たな価値を創造し互いに豊かな暮らしを実現することを目的に、港区と置賜地域の遠隔自治体間連携を「ひと・もの・こと」が行き交う地域創発プラットフォームとして、「おきたま×みなとプロジェクト」を立ち上げました。

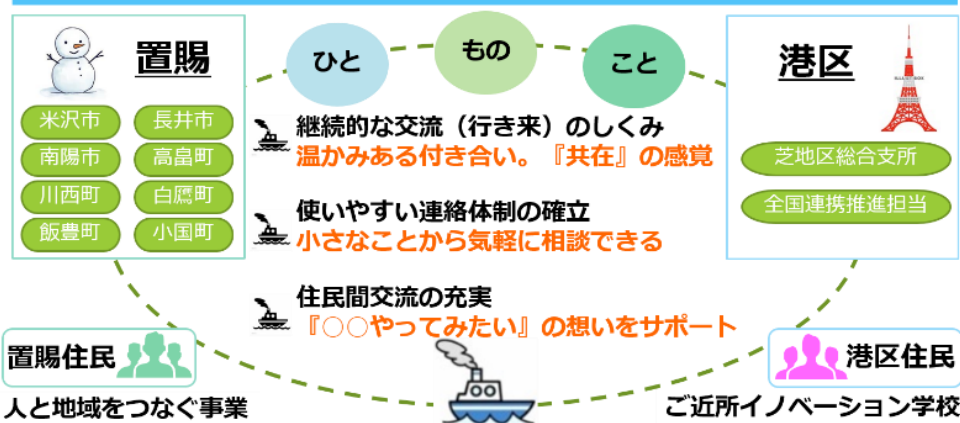
本プロジェクトにより、交流研修を開催し職員同士の交流を図り、港区広報紙による各市町紹介記事の掲載、区役所食堂での置賜の食材を使ったメニュー提供など、置賜地域の魅力を発信する事業を展開しています。また、港区のイベントに、置賜をPRし住民と交流を深めるため物販ブースを出展するなど、具体的な取り組みを実施することができました。

- 広報紙での自治体紹介（米沢市、小国町）
- 国産材の活用促進に関する協定（白鷹町）
- 港区福祉売店での商品販売（南陽市）
- 全国連携 MINATO マーケットでの商品販売（置賜地域）
- 地方創生ライブコマース出品（置賜総合支庁）
- 港区飲食店応援事業への食材提供（米沢市、南陽市、小国町）
- 港区内中学校への地域留学パンフレット配布（小国町）

港区と置賜の「ひと・もの・こと」が行き交う地域創発プラットフォーム『おきたま×みなと』を開港します

相互につながることで新たな価値を創造し互いに豊かな暮らしを実現

『おきたま×みなと』



2 人と地域をつなぐ事業

人と地域をつなぐ事業においては、置賜地域が将来にわたり地域活力を持続・発展させていくために、置賜地域に暮らす地域住民一人ひとりの地域への関わりが地域活力の向上につながり地域全体に広がっていくことを目的に実施し、地域づくりに関心がある方を対

象に、講座及びフィールドワーク等を実施しました。

受講者からは、「地域や人とのつながりが増えるきっかけとなった」「色々な出会いが広がり新たな活動や仕事を始めた」「参加してよかった」といった感想や評価をいただいております、この事業は成果が出つつありますが、まだまだ十分ではなく今後も実施していく必要があります。

また、事業当初から継続している受講者と東京都港区住民の地域間交流が、行政レベルへ波及して遠隔自治体間連携に発展していることは、第5次ふるさと市町村圏計画の事業同士が連鎖して生み出した成果です。

- マザー&ベビーケア
- 子ども服お下がり交換会
- 酒蔵資料館を地域に開く
- 小さな地域活動
- 東光プロジェクト

基本方針 4

健全な財政運営

| | | | | | |
|-------|---|---------------|----|----|----|
| 取組項目名 | 歳出財源の検討と市町分担金の軽減 | | | | |
| 担当課所等 | 総務課 | | | | |
| 現状と課題 | 計画期間の後半に、地方債償還額や維持補修費の増加が想定されるため、市町分担金の負担軽減も含めた計画的な予算編成に努める必要がある。 | | | | |
| 取組内容 | 一般会計については市町分担金が歳入総額のおおむね6割を占めるが、歳出削減に努めるとともに、基金及び交付金等の財源の有効活用や地方債の計画的利用を検討し、市町分担金の負担軽減に努める。 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 基金等の 有効活用 | 地方債の 計画的利用 | | | → |

市町分担金の推移

(単位：千円)

| 項 目 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般会計 | 1,572,851 | 2,003,131 | 1,680,031 | 2,899,851 | 2,165,928 |
| （うち管理運営費分担金） | (555,496) | (569,927) | (652,702) | (708,807) | (716,286) |
| 消防特別会計 | 2,136,097 | 2,111,425 | 2,093,648 | 2,084,699 | 2,091,822 |
| （うち管理運営費分担金） | (132,075) | (139,997) | (139,093) | (140,354) | (140,782) |
| 計 | 3,708,948 | 4,114,556 | 3,773,679 | 4,984,550 | 4,257,750 |
| （うち管理運営費分担金） | (687,571) | (709,924) | (791,795) | (849,161) | (857,068) |

※上段：H30からR3までは決算額、R4は当初予算額

下段：「（うち管理運営費分担金）」は当初予算編成時の金額

基金現在高の推移

(単位：千円)

| 項 目 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 余熱利用施設等整備基金 | 660,044 | 446,551 | 426,711 | 219,164 | 114,631 |
| 組合庁舎修繕基金 | 31,004 | 31,004 | 31,005 | 30,150 | 29,456 |
| 南陽やすらぎ荘基金 | 4,944 | 3,729 | 3,496 | 3,497 | 2,997 |
| 指定ごみ袋子育て支援事業基金 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 25,760 |
| 置賜広域ふるさと市町村圏基金 | 555,660 | 556,207 | 556,398 | 556,165 | 555,254 |
| 計 | 1,281,652 | 1,067,491 | 1,047,610 | 838,976 | 728,098 |

※H30からR3までは決算額、R4は当初予算額

地方債現在高の推移

(単位：千円)

| 項 目 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 一般会計 | 4,466,576 | 5,474,588 | 5,185,294 | 4,935,988 | 4,566,950 |
| （うち当該年度発行額） | (1,292,700) | (1,254,600) | (0) | (77,700) | (68,900) |
| 消防特別会計 | 2,468,325 | 2,168,071 | 1,893,339 | 1,642,159 | 1,446,775 |
| （うち当該年度発行額） | (6,900) | (37,800) | (63,900) | (56,500) | (99,200) |
| 計 | 6,934,901 | 7,642,659 | 7,078,633 | 6,578,147 | 6,013,725 |
| （うち当該年度発行額） | (1,299,600) | (1,292,400) | (63,900) | (134,200) | (168,100) |

※H30からR3までは決算額、R4は当初予算額

| | |
|------|--|
| 取組状況 | <p>本組合の予算編成方針については、平成30年度予算編成から、真に必要な管理運営費を把握することとし、整備事業、消防10か年整備計画額、公債費及び人件費分担金を除いた管理運営費に係る市町分担金（交付税措置費、老人保護措置費、電算共同処理事業費分担金を除く。）は、一般会計5億5,600万円、消防特別会計1億3,800万円を基本に、令和元年度以降の予算は消費税増税分及び南陽やすらぎ荘指定管理者制度移行に係る必要経費を別途加算した額を目標額としてきました。</p> <p>また、施設の維持補修費の平準化を図るため、「施設整備・補修計画」の計画額を基本に、施設の状況により緊急性が高く計画額が増額となる場合は、将来の施設整備計画を再検討し、平準化を図るとともに、事業の必要性を見極め、安易な歳出増とならないよう、徹底的に無駄を排除することで市町分担金の軽減に努めました。</p> |
|------|--|

| 総括 (取組結果) | <p>1 市町分担金の軽減</p> <p>各年度、基金及び地方債等を計画的に活用し、当初予算の市町分担金目標額を達成していますが、施設維持補修の増や整備事業により、分担金は増加傾向となっています。</p> <p>【市町分担金目標額に対する実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標額</th> <th>実績額</th> <th>差引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>694,000,000円</td> <td>687,571,000円</td> <td>△6,429,000円(達成)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>719,000,000円</td> <td>709,924,000円</td> <td>△9,076,000円(達成)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>830,000,000円</td> <td>791,795,000円</td> <td>△38,205,000円(達成)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>850,000,000円</td> <td>849,161,000円</td> <td>△839,000円(達成)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>859,500,000円</td> <td>857,068,000円</td> <td>△2,432,000円(達成)</td> </tr> </tbody> </table> <p>今後は、施設の老朽化による突発的な補修等が頻発していることから、安全かつ適正な維持管理に向けて「公共施設等総合管理計画個別施設計画（策定予定）」に基づき、より効果的な予算編成方法を検討する必要があります。</p> <p>2 基金等の有効活用</p> <p>基金については、効率的な運用及び保全を図るため、工事の前払金に基金を歳計現金に繰替えて運用する繰替運用を行いました。</p> <p>地方債については、これまでも計画的に活用してきましたが、本組合公債費は構成市町の財政健全化比率にも影響することから、適債性、地方債充当率、交付税措置率等を十分に考慮しながら、今後も、適正かつ効果的な地方債の活用を検討する必要があります。</p> <p>また、廃棄物処理手数料について、社会情勢等を考慮し適正な価格に設定することで、自主財源の確保に努めました。</p> | 項目 | 目標額 | 実績額 | 差引額 | 平成30年度 | 694,000,000円 | 687,571,000円 | △6,429,000円(達成) | 令和元年度 | 719,000,000円 | 709,924,000円 | △9,076,000円(達成) | 令和2年度 | 830,000,000円 | 791,795,000円 | △38,205,000円(達成) | 令和3年度 | 850,000,000円 | 849,161,000円 | △839,000円(達成) | 令和4年度 | 859,500,000円 | 857,068,000円 | △2,432,000円(達成) |
|--------------|---|--------------|------------------|-----|-----|--------|--------------|--------------|-----------------|-------|--------------|--------------|-----------------|-------|--------------|--------------|------------------|-------|--------------|--------------|---------------|-------|--------------|--------------|-----------------|
| 項目 | 目標額 | 実績額 | 差引額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | 694,000,000円 | 687,571,000円 | △6,429,000円(達成) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 719,000,000円 | 709,924,000円 | △9,076,000円(達成) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 830,000,000円 | 791,795,000円 | △38,205,000円(達成) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | 850,000,000円 | 849,161,000円 | △839,000円(達成) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 859,500,000円 | 857,068,000円 | △2,432,000円(達成) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|----|----|----|----|
| 取組項目名 | 計画的な維持補修による効率的な財政運営 | | | | |
| 担当課所等 | 総務課・施設課 | | | | |
| 現状と課題 | 施設の老朽化が進行し、維持補修費が増加しているため、今後も長期整備計画の策定、見直しを行いその精度を高めるとともに、地方債等の活用を検討し、将来の維持補修費と財源を明らかにし、構成市町の財政担当との調整を図る。 | | | | |
| 取組内容 | ・施設延命化を考慮した維持補修計画の策定・管理、財源の検討 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 計画策定、管理 | | | | → |

| | |
|------|--|
| 取組状況 | <p>毎年、予算編成時において、10か年を計画期間とする「施設整備・補修計画」を各施設の状況に応じて策定し、構成市町財政担当と調整を図りました。</p> <p>また、施設の延命化を図るため、地方債を活用して令和元年度に長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設、令和3、4年度に長井クリーンセンター中継施設の大規模修繕を実施しました。</p> |
|------|--|

| | |
|--------------|---|
| 総括 (取組結果) | <ul style="list-style-type: none"> ・各施設では老朽化による施設設備の修繕・更新など、維持補修費が増額となる状況にあります。 ・今後は公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、ストックマネジメントにより廃棄物処理施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減し、財政負担の平準化と大幅な負担とならないよう長期的な視点で効率的な機器更新、保全管理を行っていく必要があります。 |
|--------------|---|

| | | | | | |
|-------|---|----|----|----------------------|----|
| 取組項目名 | 適正な廃棄物処理手数料の設定 | | | | |
| 担当課所等 | 施設課・各事業所 | | | | |
| 現状と課題 | 廃棄物処理手数料は一定期間ごとに見直すこととなっているため、改正時期や改正幅を検討するとともに、受益者に公平かつ応分な負担となるよう、算出方法を検証、検討する必要がある。 | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> 算出方法の検討と設定 改正時期の検討 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 算出方法の検討 証紙手数料改正の検討 (時期・改正幅) | → | | 直接搬入手数料改正の検討(時期・改正幅) | |

| 取組状況 | <p>廃棄物処理手数料は、概ね5年毎の見直しを基本とし検討を行っています。改正幅の検討においては、ごみ処理費用、し尿収集運搬費用の原価計算を行い、県内類似施設の状況を考慮しており、また、改正時期の検討では、原価が物価変動や消費税率引上げなどの動向により変動することを踏まえ、社会経済情勢や周知期間等を考慮しています。</p> <p>1 証紙手数料(指定ごみ袋) 家庭からのごみは、指定ごみ袋による証紙手数料を徴収しています。 平成22年度の改正以降、ごみ搬入量が増加しており、リサイクル意識の希薄化が懸念され、また、物価上昇、施設維持補修費の増加、消費税増税の影響などの要因により、ごみ処理原価(証紙取扱経費を含む。)が増加しており、現行手数料と乖離が生じていることから、令和2年4月1日に可燃ごみ袋及び不燃ごみ袋に係る証紙手数料を改正しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>改正後(R2)</th> <th>改正前(H22)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可燃ごみ袋・ 不燃ごみ袋</td> <td>大袋</td> <td>55 円/枚</td> <td>50 円/枚</td> </tr> <tr> <td>小袋</td> <td>37 円/枚</td> <td>35 円/枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、資源袋(プラ容器・ペットボトル)に係る証紙手数料については、近年スーパー等での資源物回収の取り組みにより搬入量が減少していること、手数料の引上げによる可燃ごみ袋への逆潮流が懸念されることから、減量化・資源化を推進するため証紙手数料の額は据置きとしました。</p> <p>2 直接搬入手数料 直接搬入手数料は、ごみ処理原価相当額(180 円/10kg)としていますが、平成28年度の改正から5年後の令和3年度の改正について検討を行いました。ごみ処理原価に大きな変動がないこと、新型コロナウイルス感染拡大による消費動向を考慮し、改正は行いませんでした。</p> | | | 項 目 | | 改正後(R2) | 改正前(H22) | 可燃ごみ袋・ 不燃ごみ袋 | 大袋 | 55 円/枚 | 50 円/枚 | 小袋 | 37 円/枚 | 35 円/枚 |
|-----------------|---|--------|---------|----------|--|---------|----------|-----------------|----|--------|--------|----|--------|--------|
| | 項 目 | | 改正後(R2) | 改正前(H22) | | | | | | | | | | |
| 可燃ごみ袋・ 不燃ごみ袋 | 大袋 | 55 円/枚 | 50 円/枚 | | | | | | | | | | | |
| | 小袋 | 37 円/枚 | 35 円/枚 | | | | | | | | | | | |

3 粗大ごみ用証紙(シール型)手数料

平成11年度に30kg単位で300円の粗大ごみ用証紙手数料を制定しましたが、制定から20年が経過したことから、令和2年4月1日に内容の改正を行いました。

なお、粗大ごみ用証紙の額は変更することなく、生活様式の変化等に対応するため品目を追加したほか、重量区分を20kg単位に変更し上限額を上げました。

| 改正後 (R2) | | 改正前 (H11) | |
|--------------|---------|--------------|-------|
| 重量区分 | 手数料 | 重量区分 | 手数料 |
| 20kg 未満 | 300 円 | 30kg 未満 | 300 円 |
| 20kg～40kg 未満 | 600 円 | 30kg～60kg 未満 | 600 円 |
| 40kg～60kg 未満 | 900 円 | | |
| 60kg～80kg 未満 | 1,200 円 | 60kg 以上【上限】 | 900 円 |
| 80kg 以上【上限】 | 1,500 円 | | |

4 し尿収集手数料

南陽クリーンセンター処理区域(南陽市・高畠町・川西町)のし尿収集は委託制で実施していますが、し尿収集量の減少や収集世帯の散在化などの要因により収集運搬原価と現行のし尿収集手数料に乖離が生じていることから、令和2年4月1日にし尿収集手数料を改正しました。なお、大幅な改正は、住民負担の増加となりますので、改正幅を調整の上、手数料の額を設定しました。

| 項目 | 改正後(R2) | 改正前(H26) |
|--------|---------|----------|
| 10ℓにつき | 125 円 | 115 円 |

また、一時的に設置する仮設トイレは、1件当たりの汲取量が少なく、設置場所の確認や構造上から汲取りに手間が掛かり、常設トイレより作業コストが増加していることから、令和2年4月1日に加算料金(2,000円/件)制度を新設しました。

総括 (取組結果)

廃棄物処理手数料については、行政負担の軽減とともに、受益者負担が公平かつ適正となるよう考慮しながら見直しを行ってきました。

1 ごみ処理手数料

ごみ処理原価を基本とし、税制改正など社会情勢や、同種他団体の動向などの情報収集に努めながら検討を行い改正しました。

今後も概ね5年毎の見直しを基本としながら、検討する必要があります。

【令和2年4月1日改正 証紙手数料(指定ごみ袋)】

| 項目 | | 改正後(R2) | 改正前(H22) |
|-----------------|----|---------|----------|
| 可燃ごみ袋・ 不燃ごみ袋 | 大袋 | 55 円/枚 | 50 円/枚 |
| | 小袋 | 37 円/枚 | 35 円/枚 |

※改正により約60,000千円の手数料収入増

【令和2年4月1日改正 証紙手数料（粗大ごみ用）】

| 改正後 (R2) | | 改正前 (H11) | |
|--------------|---------|--------------|-------|
| 重量区分 | 手数料 | 重量区分 | 手数料 |
| 20kg 未満 | 300 円 | 30kg 未満 | 300 円 |
| 20kg～40kg 未満 | 600 円 | 30kg～60kg 未満 | 600 円 |
| 40kg～60kg 未満 | 900 円 | | |
| 60kg～80kg 未満 | 1,200 円 | 60kg 以上【上限】 | 900 円 |
| 80kg 以上【上限】 | 1,500 円 | | |

2 し尿収集手数料

南陽クリーンセンターのし尿収集手数料については、受益者負担の割合が低いことから、5年毎の見直しにとられることなく改正を行ってきました。

【令和2年4月1日改正】

| 項目 | 改正後(R2) | 改正前(H26) |
|--------|---------|----------|
| 10ℓにつき | 125 円 | 115 円 |

※改正により約4,000千円の手数料収入増

【令和5年4月1日改正予定】

| 項目 | 改正後(R5) | 改正前(R2) |
|--------|---------|---------|
| 10ℓにつき | 140 円 | 125 円 |

※改正により約5,000千円の手数料収入増を見込んでいる

基本方針 5 地域住民の安全・安心確保

| | | | | | |
|-------|---|----|----|----|---------|
| 取組項目名 | 消防救急活動の充実強化 | | | | |
| 担当課所等 | 消防本部 | | | | |
| 現状と課題 | 平成24年度の2市2町による広域消防の開始以来、効率的な施設整備や人員配置などにより広域化のメリットを生かし、消防救急活動の充実強化を図ってきたが、今後も効率的な運営や効果的な施策により消防救急活動の充実強化に努める。 | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防力が最大限発揮されるよう、各種訓練への取り組み ・ 地域住民、医療機関と連携した傷病者の救命率向上 ・ 防火対象物、危険物許可施設に対する立入検査の推進 ・ 消防10か年整備計画による計画的、効率的な施設整備、次期計画（令和5年度～）の策定 | | | | |
| 年度別計画 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| | 各種訓練取組 救命率向上取組 立入検査の推進 消防10か年 整備計画による 施設整備 | | | | 次期計画の策定 |

| | |
|------|---|
| 取組状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中堅職員による警防実務訓練、新規採用職員に対するOJT研修を実施し、職員の能力向上に努めました。 ・ 地域住民に対し応急手当講習会を継続して開催しています。また、医療機関と連携し、救急救命士の病院研修体制の構築や気管挿管実習を実施したほか、聴覚・言語機能障害者の円滑な通報に対応するためNET119通報システムを導入するとともに、国際化する救急要請に対応するため119番通報三者間同時通話や救急ボイストラを導入しました。 ・ 査察計画に基づき立入検査を推進するとともに、不特定多数の方が出入りする建物において、防火対象物等に重大な消防法令違反がある場合は、その事実を公表する違反對象物公表制度を導入しました。 ・ 新型コロナウイルス感染防止対策として、米沢消防署東部分署の仮眠室を個室化し、全ての消防署において自動洗浄型トイレ及び自動水栓設備を導入するとともに、高畠消防署の事務室について玄関ホールと間仕切り壁により個別化しました。また、整備に係る財源は緊急防災・減災事業債を活用し、財政負担の軽減を図りました。 ・ 消防10か年整備計画に基づき施設・車両整備を行い、消防力の強化・高度化を図りました。 |
|------|---|

総括
(取組結果)

- ・地域住民の生命及び財産を守るため、消防救急体制の強化を図るとともに、消防救急活動を更に向上させるべく職員教育に重点を置いたほか、聴覚・言語機能障害者が、スマートフォンなどの携帯端末を利用して、音声によらない119番通報を行なえるシステム「Net119緊急通報システム」を令和元年12月から導入したほか、外国人からの119番通報に対応するため、主要5か国語に対応した119番通報三者間同時通話を令和元年10月から導入したことにより、外国人からの119番通報に迅速に対応することができました。
- ・重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めるとともに、違反防火対象物が減少しました。

【公表制度運用後の違反対象物是正の状況】

| | 重大違反対象物数 | | 是正済対象物数 | | 是正率 |
|-------|----------|-----|---------|-----|-----|
| | | 内公表 | | 内公表 | |
| 令和2年度 | 22 | 3 | 12 | 3 | 54% |
| 令和3年度 | 13 | 2 | 3 | 2 | 23% |

※違反対象物公表制度は令和2年4月1日から運用開始

- ・新たに計画期間を令和5年度から14年度までとする消防10か年整備計画を策定しました。
 今後は、当該計画に基づき施設整備及び車両整備を実施することとします。

Ⅲ まとめ

本計画においては、5つの基本方針に沿って事業に取り組んできました。

主なものとして「効率的・安定的な組合運営」では、共同処理事務を効率的かつ安定的に遂行するため、施設の安定稼働と長寿命化等により構成市町の負担軽減を図りながら圏域の循環型社会形成を推進しました。

「組織力の向上」では、定員適正化計画を策定し、効率的で質の高い広域行政事務を担う組織を目指すとともに、職員の知識と技術習得機会の充実や働きやすい環境づくりに努めました。

「広域連携の強化・広域行政の研究推進」では、第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画に基づき、構成市町の職員及び住民を対象に研修事業等を実施してきました。その結果として、職員間や住民同士の連携に留まらず、相互の取り組みが基になって遠隔自治体間連携という新たな事業に結びつけることができました。

「健全な財政運営」については、施設長期整備計画を見直して、施設の計画的な維持管理と維持補修経費の節減に努め、歳出の抑制を図るとともに、自主財源である廃棄物処理手数料を改定して歳入財源を確保することにより、圏域住民の廃棄物処理に係る受益者負担の適正化にも取り組みました。

「地域住民の安全・安心確保」については、広域消防救急体制のメリットを十分に生かした人員配置と資機材整備の拡充に努め、災害発生時の予防体制強化の対応を図りました。

全体として、5つの基本方針に設定した目標や課題については、一定の成果を上げることができたと総括できますが、その一方で、ごみ処理基本計画の中間目標や公共施設等総合管理計画個別施設計画の策定、施設維持整備費用の想定外の増加など、計画期間では解決できなかった課題もあります。

これらの課題については、本総括の内容を精査した上で、継続して取り組む必要のある事業とともに、今後新たに策定する計画に反映していくこととします。